

令和2年12月11日

令和2年12月25日追記

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部決定

（内閣官房・1月25日、閣議決定）「新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策」の期間延長等について

1 趣旨

令和2年11月下旬以降、広島市内を中心に新型コロナ感染者数は急増し、感染状況は県内全域にわたって拡大基調となっている。こうした中、本県の現状はステージ2であるが、広島市の感染者の新規報告数(直近1週間の10万人当たり)は既にステージ4を超える状態にある。

また、発生事例の分析から、日常生活と密接な広島市近隣の地域にも感染が拡大している状況が推察され、専門家からは、感染者数の高止まりや医療施設や介護施設におけるクラスターへの懸念とともに、広島市近隣の地域をステージ3相当として対策エリア拡大と対策期間を延長すべきであるとの意見がなされている。

このままでは県全体に感染が拡大し県全体で同様の事態に陥り、県民・市民の命、健康、生活に大きな影響が及ぼされ、影響が長期化するリスクがある。

このため、この切迫した危機の抑え込みに向けて、広島県、広島市及び近隣市町（廿日市市、府中町、海田町、坂町）が連携して、集中的な感染拡大防止対策に取り組む。

2 集中対策期間

令和2年12月12日(土)～令和3年1月17日(日)

ただし、日々の感染状況を勘案した更なる対策強化と期間の見直しも念頭において取り組んでいく。

3 対策

(1) 基本的な考え方

これまで広島市内において発生した感染状況を見ると、飲食店や会食、あるいは職場内での感染が全体の半数以上となっており、マスクを外し、飛沫の届く範囲で会話等をするといった態様を取った時に感染が発生し、そこで感染した者が更に同様の態様を繰り返すことで、感染拡大が起こっていることが推察される。

また、職場や会食時等の感染と家庭内における更なる感染も推察される。このことから、

- マスクを外す機会を出来るだけ少なくすること
- やむを得ずマスクを外す態様を取る場合でも、他者との接触や会話等を可能な限り低減すること
- 家庭内における感染防止対策を強化すること
- 広島市及び感染の拡大が顕著な近隣の市町も対象とすること
- これらを取組の基本的な方針として、以下のとおり対策を進める。

(2) 広島市及び近隣市町の住民への要請

ア これまでに引き続いて、3密の徹底的な回避やマスク着用、手洗い・咳エチケットなど、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針（新型コロナウイルス感染症広島県対策本部 令和2年11月30日一部改正）」（以下、「対処方針」という。）の「3 県民に対する要請」に掲げる内容に取り組むこと。

イ 接触機会の低減

集中対策期間においては、人ととの接触機会を低減するため、できる限り、外出機会を削減するよう要請する。ただし、年末年始の買い物や日常生活上必要な外出を制限するものではない。また、必要があって外出する場合においても、必ずマスクを着用したうえで、可能な限り人ととの接触を避けることを心がけること。

ウ 会食や飲酒、飲食店の利用

同居する家族以外での会食等は控えること。

なお、会食の場や飲食店を利用するときに、(3)イに掲げるような飛沫防止の為の物理的な対策等をとっている場合には、その限りとしない。ただし、マスク会食をする場合には必ずマスクを着用し、マスクを外した状態での会話は控えること。

同居する家族またはそれ以外の者との会食等を行う場合には、上記のような物理的対策が導入されている「広島積極ガード店」「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を利用すること。また、「ひろしまお知らせQR」の導入店舗を利用し、入店時に利用者登録を行うほか、会食の場や飲食店が行う感染予防対策に協力すること。

(3) 広島市及び近隣市町の事業者等への要請

広島市及び近隣市町内にある店舗等の施設で事業活動を行っている事業者及び広島市及び近隣市町内にある事務所等の施設運営者は、以下の感染防止対策を講じること。

ア 基本的な感染防止対策

3密の回避、発熱者等の事業所等への入場防止や飛沫感染・接触感染防止等、人と人の距離の確保など、対処方針の「4 事業者に対する要請」に掲げる感染防止対策に取り組むこと。

また、施設等の従業員等のマスク着用を徹底するとともに、来店者・来訪者にもマスク着用を依頼すること。施設等の従業員等の安全を確保するためにも、マスク着用を拒む者の入店等を拒否すること。

イ 広島市及び近隣市町内の飲食店

広島市及び近隣市町内にある飲食店等の施設の運営責任者は、飲食店利用者に対して(2)ウのとおり要請していることを勘案し、飲食店等の施設において、次の感染予防対策を講じること。(ここでいう飲食店には、接待を伴う飲食店(現行の風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗)を含む。)

① 飛沫感染予防対策

- a 座席の3方をアクリル板やビニールカーテン等(以下、「アクリル板等」という。)のパーテーションで仕切るなど、隣席または向かい合う人との飛沫感染防止のための物理的な仕切りを設けること
- b または、他者との間隔を必ず1メートル以上離すこと
- c もしくは、マスク会食を全利用者に徹底させ、マスクを外した状態では会話を控えさせること

② 換気による感染予防対策(マイクロ飛沫対策)

密閉な状態を作らないために、換気扇やサーキュレーターの活用とともに窓を開けるなどの換気を徹底すること。

③ 利用者への感染防止対策の徹底

飲食店利用者に対して飛沫感染予防対策を徹底させること。

上記の①から③の対策は利用者の協力があればいずれの飲食店でも対応可能であると考えられることから、これらを講じられない飲食店等は、集中対策期間は休業を要請する。

【飲食店の感染予防対策に対する財政支援】

県は、飲食店が行うアクリル板等パーテーションの設置などに要する経費に対して支援を行うことにより、飛沫感染予防対策を強力に推進する。

1	○飲食店におけるパーテーション設置促進補助金（令和2年12月10日適用） <ul style="list-style-type: none">・アクリル板等のパーテーションに限定した追加の支援制度・補助限度額：1店舗当たり上限10万円
2	○飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金 <ul style="list-style-type: none">・アクリル板等の設置など飛沫感染予防対策等に対する支援制度・補助限度額：1店舗当たり上限10万円

ウ 広島市及び近隣市町内の事務所・事業所

広島市及び近隣市町内にある事務所等の施設運営者は、Web会議やテレワークの活用により、事務所や事業所ごとの出勤者の割合を5割削減を目標とし実施すること。また、テレワーク等出勤に代替した勤務形態がとれない方のいる事業所等では、執務室を分散させるなどによって執務室内の定員を5割削減を目標とし実施すること。

ただし、社会機能維持に従事している者については、この限りでない。

(4) 県民及び県内事業者への要請

本集中対策については、広島市及び近隣市町の住民並びに店舗等の施設で事業活動を行っている事業者及び広島市及び近隣市町内にある事務所等の施設運営者の方に対する要請であり、広島市及び近隣市町の住民並びに事業者を含めた県民・事業者の方に関する事項を要請する。

ア 年末年始の帰省の自粛

感染拡大地域（都道府県が住民に不要不急の外出自粛を呼び掛けている自治体や、直近7日間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15人以上の自治体）から及び同地域への年末年始の帰省については、共同生活による家族間の感染拡大リスクが排除できないことから、時期の変更などを検討し、控えること。

また、広島市及び近隣市町から当該地域外及び当該地域外から当該地域への年末年始の帰省についても、時期の変更などを検討し、控えること。

イ 家庭内における感染対策の強化

発生事例の分析からは、飲食店や会食、あるいは職場内の感染が多くを占めているが、家庭内（同居）における感染事例も増加してきており、職場や会食時等の感染により、新型コロナウイルスが家庭内に持ち込まれていることが推察される。

こうしたことに対して、外出機会の削減、テレワーク等の実践とともに、家庭内における感染の防止を【別紙1】も参考に実践いただきたいこと。

ウ 事業者への要請

広島市及び近隣市町内以外にある飲食店においても、(3)イの【飲食店の感染予防対策に対する財政支援】の活用は可能であるため、積極的な活用を推奨する。

(5) 「飲酒の場」に対する対策の実施

3(1)の基本的な考え方に基づいて、マスクを外した状態での人との接触機会を可能な限り低減させることを目指し、そうしたリスクが最も高くなると考えられる飲酒の場に対して、令和2年12月17日から令和3年1月3日まで対策を実施している。

要請内容	広島市中心部（※）の酒類を提供する飲食店における、酒類の提供時間の短縮（19時まで）と営業時間の短縮（20時まで）
要請期間	令和2年12月17日～令和3年1月3日
協力支援金の支給	時間短縮：1店舗当たり72万円 休業：1店舗当たり82万円

※ 要請の対象地域については、【別紙2】のとおり。

4 今後の対応

県内の新規感染者確認が、これまでにないスピードで進んでおり、広島市及び近隣市町においてはステージ4に近い状態となっている。対処方針では、仮に本県でステージ4となった場合には、外出自粛といった県民への要請のほか、事業者に対しては生活必需品を取り扱う施設以外の施設の使用制限、イベントの開催自粛などを要請することとしており、県民及び事業者にとって極めて厳しい措置を取ることを想定している。

本集中対策を実施したものの感染状況に十分な改善の見込みが見られない場合には、酒類を提供する飲食店における、酒類の提供時間の短縮・営業時間の短縮も含め、より強固な対策の要請を検討する。さらに、感染状況によっては、全県を対象として、更なる行動制限に繋がる強固な対策の要請を検討する。

【重点】

【重点】
もとより多くの飲食・娯楽施設においては、これまでの間の事例、もみじ通り飲食・娯楽施設の内閣官房による事例調査においても、その実態、あるいは、

【重点】

【重点】
もとより多く店舗を頻繁に開封飲食店、もとより多く飲食店の運営者、もとより多く飲食店の運営者、もとより多く飲食店の運営者、もとより多く飲食店の運営者、もとより多く飲食店の運営者、もとより多く飲食店の運営者、

【重点】

【重点】
もとより多く飲食・娯楽施設（もとより多く飲食・娯楽施設）で入浴料（料金）を請求する（料金の料金や料金）、もとより多く飲食施設の料金を請求する（料金の料金や料金）、もとより多くの飲食の料金を請求する（料金の料金や料金）、もとより多く飲食の料金を請求する（料金の料金や料金）、

【重点】

【重点】
もとより多く飲食・娯楽施設（もとより多く飲食・娯楽施設）で入浴料（料金）を請求する（料金の料金や料金）、もとより多く飲食施設の料金を請求する（料金の料金や料金）、もとより多く飲食の料金を請求する（料金の料金や料金）、もとより多く飲食の料金を請求する（料金の料金や料金）、もとより多く飲食の料金を請求する（料金の料金や料金）、

【重点】

【重点】
もとより多く飲食・娯楽施設（もとより多く飲食・娯楽施設）

【重点】

【重点】
もとより多く飲食・娯楽施設（もとより多く飲食・娯楽施設）で入浴料（料金）を請求する（料金の料金や料金）、もとより多く飲食施設の料金を請求する（料金の料金や料金）、もとより多くの飲食の料金を請求する（料金の料金や料金）、もとより多くの飲食の料金を請求する（料金の料金や料金）、もとより多くの飲食の料金を請求する（料金の料金や料金）、

別紙1 (家庭内における感染防止の実践例)

【換気、湿度】

- ・こまめに換気をしましょう。(1時間ごとに5~10分又は常時窓を少し開けておく)
台所や洗面所などの換気扇を常時運転することでも、最小限の換気量は確保できます。
- ・18°Cを目安に室温が下がらないよう暖房器具を利用しながら、窓を少し開けましょう。
暖房器具の近くの窓を開けると、入ってくる冷気が温められるので、室温低下を防ぐことができます。
- ・湿度の管理をしましょう。(加湿器を使った保湿を。目安は50~60%)

【家に帰ったら】

- ・うがい、水と石鹼で30秒以上の手洗い、顔も洗いましょう。
- ・手指消毒は、15秒以上かけて手に擦り込む(指先や手首も)ようにしましょう。
- ・使用した不織布マスクは、部屋に入る前に捨てましょう。
- ・衣服も、すぐに着替えましょう。

【食事】

- ・食事の前には、手洗い・消毒をしましょう。
- ・できれば、別々のテーブルにする、時間をずらす、真正面は避け、横並びに座るなど、工夫しましょう。
- ・食事は短時間で会話を控えましょう。
- ・料理は、大皿は避け、個々に盛り付けましょう。
- ・取箸は使い回さずに最初に取り分けましょう。
- ・食器や箸、スプーンなどの共用は避けましょう。
- ・普段、会わない人との会食は避けましょう。

【広げない】

- ・共有部分(トイレ、ドアノブ、電気スイッチなど)を1日1回以上、消毒しましょう。
- ・トイレ、キッチン、洗面所でのタオルの共用を避けましょう。(ペーパータオルの活用)
- ・歯ブラシは個別に保管しましょう。コップは別々のものを使いましょう。
- ・トイレでは、蓋を閉めてから水を流しましょう。

【消毒、手洗い】

- ・拭き終わった雑巾は、パタパタさせず静かに内側に包み込みましょう。
- ・拭き掃除は、一方向に行いましょう。
- ・アルコール消毒の場合、乾いた雑巾を使いましょう。(濡れ雑巾は濃度低下)
- ・帰宅時、出社/退社時、食事の前、トイレの後は、手洗い・消毒をしましょう。
- ・携帯電話やスマートフォンは、家に帰ったら除菌シートなどで拭きましょう。
- ・動物との過度な接触は控え、普段から動物に接触した後は、手洗い・消毒をしましょう。
- ・トイレが汚れた場合には、市販されている家庭用漂白剤等、またはアルコールできれいに拭きましょう。
- ・ゴミは密閉して捨てましょう。

【健康管理など】

- ・毎朝の体温測定、健康チェックをしましょう。
- ・発症した時のため、誰とどこで会ったかをメモしておきましょう。
- ・体調が悪い家族がいるときは、家族全員がマスクを着用しましょう。(乳幼児、特に2歳未満は推奨されません。)また、迷わず、かかりつけ医又は積極ガードダイヤルに連絡しましょう。
- ・接触確認アプリ、ひろしまお知らせQRを活用しましょう。
- ・買い物は、できるだけまとめて行うようにして、外出機会を減らしましょう。
- ・集中対策期間中は、面会の代わりにスマートフォン等を活用して、リモートで交流を保ちましょう。

別紙2 (協力支援金の広島市内の対象地域)

中区	ア行	榎町 胡町 大手町1~5丁目	ハ行	舟入南1~4丁目 堀川町 本川町1~3丁目 本通		南区	ア行	稻荷町 猿猴橋町 大須賀町			
	カ行	加古町 銀山町 上幟町 上八丁堀 紙屋町1~2丁目 河原町 小網町 国泰寺町1~2丁目 小町		マ行			カ行	京橋町 金屋町 荒神町			
	サ行	塙町1~2丁目 昭和町 新天地 住吉町 千田町1~3丁目		ヤ行			タ行	段原1~4丁目			
	タ行	宝町 竹屋町 立町 田中町 鶴見町 鉄砲町 寺町 十日市町1~2丁目 土橋町		ナ行			西蟹屋1~4丁目 西荒神町				
	ナ行	中島町 中町 流川町 西川口町 西十日市町 西白島町 西平塚町 猫屋町 幟町		ハ行			東荒神町 比治山町 比治山本町1				
	ハ行	白島北町 白島九軒町 白島中町 羽衣町 橋本町 八丁堀 東千田町1~2丁目 東白島町 東平塚町 平野町 広瀬北町 広瀬町 袋町 富士見町 舟入川口町 舟入幸町 舟入中町 舟入本町 舟入町		マ行			松川町 松原町2~12(ただし広島駅構内の店舗を含む) 的場町1~2丁目				
西区	ア行					西区	ア行	打越町 大芝1~3丁目 大芝公園 大宮1~3丁目 小河内町1~2丁目			
	カ行						カ行	上天満町 観音本町1~2丁目 観音町 楠木町1~4丁目			
	タ行						タ行	天満町			
	ナ行						ハ行	中広町1~3丁目 西観音町			
	ハ行						マ行	東観音町 福島町1~2丁目			
	マ行						ヤ行	三篠北町 三篠町1~3丁目 三滝町 南観音町 南観音1~8丁目 都町			
							ヤ行	横川新町 横川町1~3丁目			

ステージⅢ相当の強い対策が必要な地域においては、対策実施後一定期間経過した段階で感染状況等を評価し、感染高止まり地域又は感染拡大継続地域と評価する場合は適切な対応を検討されたい。特に感染拡大継続地域は、人数上限を5,000人に戻すこと等を検討されたい。

事務連絡

令和2年12月23日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて

1. 分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて

第17回新型コロナウイルス感染症対策分科会において「現在の感染拡大を沈静化させるための分科会から政府への提言」が示され、現下の状況を踏まえ、短期間に集中し、感染リスクが高い状況に焦点を絞った強い対策が求められており、第18回新型コロナウイルス感染症対策分科会において、「今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言」が示され、ステージⅢ相当の対策が必要な地域のうち、感染高止まり地域では、「イベント開催要件の厳格化（知事の判断）」、感染拡大継続地域では、「イベント開催要件の厳格化（目安を国より通知）」との考え方方が示されているところである。

また、9月11日付け事務連絡1. (3) ③のとおり、各都道府県においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、国として示した人数上限及び収容率要件の目安と異なる基準を設定しうることに留意することとされている。

営業時間短縮要請、外出自粛要請等、ステージⅢ相当の対策が必要な地域においては、対策実施後一定期間経過した段階で、感染状況を評価し、

- 感染が減少していると評価した地域においては、国の目安で運用することを基本とした上で、基本的な感染防止策の更なる徹底を要請するほか、仮にイベント制限を厳格化した場合には、各都道府県の感染状況や医療提供体制等を考慮し、必要に応じ、制限を維持すること等を検討されたい。
- 感染が高止まりしていると評価した地域においては、当該地域（都道府県全域又は一部地域）で開催される催物等に対し、基本的な感染防止策の更なる徹底を要請するほか、必要に応じ、国の目安より厳しい

基準を設定すること等、適切な対応を検討されたい。なお、本事務連絡に基づき、人数上限をどのように厳格化するか等、イベント開催制限の具体的な方法は、各都道府県の感染状況や医療提供体制を考慮し、各都道府県の判断に委ねることとする。

- 感染拡大が継続していると評価した地域においては、当該地域（都道府県全域又は一部地域）で開催される催物等に対し、9月18日以前の事務連絡で示した催物の開催制限（別紙）に準じ、人数上限を5,000人以下に引き下げる等の対応を検討されたい。
- 本事務連絡に基づき、イベント開催制限を厳格化する場合には、営業時間短縮要請、外出自粛要請等、ステージⅢ相当の対策と同一期間（対策が延長された場合はその延長期間）までに開催されるイベントを対象にすることを基本とすること。
- 本事務連絡に基づき、イベント開催制限を厳格化する場合には、新しい目安は、既存販売分に適用せず、かつ、新規販売停止まで一定の周知期間を設けることを基本とすること。

また、9月11日付け事務連絡1. (3) ③のとおり、各都道府県においては、引き続き、それぞれの地域の感染状況等に応じて、国として示した人数上限の目安に加え、収容率要件の目安についても、上記の基準より厳しい基準を設定しうることに留意すること。

なお、関係各府省庁及び各都道府県においては、11月12日付け事務連絡2. (1) のとおり、業種ごとの感染拡大防止ガイドラインの遵守徹底に向けた取組強化を図ることとされていることや、感染状況を分析し、全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合には、開催制限の目安を見直すこともあり得るので留意されたい。

2. 催物開催時及び催物前後における感染防止策の徹底について

イベントの開催に当たっては、催物開催時の感染リスクに加え、公共交通機関での密集や催物前後の会食等により、感染拡大リスクが高まる場合がある。また、昨今、会食の場で感染が広がるケース等が多く発生している。また、催物の開催制限を準用している施設を含め、例えば、音楽イベント、スポーツイベント、映画館などにおいて、開催時に、業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインが実践されないこと等により、大規模なクラスター等が発生することも懸念される。

関係各府省庁及び各都道府県においては、年末年始の催物開催に当たっては、催物の開催制限を準用している施設を含め、施設管理者およびイベント主催者に対し、業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインの徹底はもとより、開催時における感染防止策及び催物前後の感染防止

の注意喚起を促すこと。また、イベント参加者に対して、

- 混雑状況の周知、
 - 駅の分散利用、
 - 「5つの場面」の周知徹底、
 - イベント前後の会食等は基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に感染が広がっている地域においては、感染防止のため、普段から会っている人、家族、親しい人と短時間で少人数で行うこと

など、具体的な感染防止策が徹底されるよう促すこと。

以上

(別紙) これまでのイベント開催制限の変遷(イベント開催制限の段階的緩和)

時期		収容率	人数上限	備考
5月25日～6月18日	屋内	50%以内	100人	
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人	
6月19日～7月9日	屋内	50%以内	1000人	(入退場管理できない催物) ・6/1以降、地域の行事 (盆踊り等)は開催可 能 ・全国的・地域的な祭 り・花火大会等は慎重 に判断
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人	
7月10日～9月18日	屋内	50%以内	5000人	
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人	
9月19日～当面11月末	大声なし	100%以内(収容人数あり) 又は 密にならない程度の間隔(収容人数なし)	収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50%	上記整理を維持
	大声あり	50%以内(収容人数あり) 又は 十分な人ととの間隔(1m)(収容人数なし) ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演競技、 公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント (注) 食事を伴う催物は「大声あり」と同じ取扱い	収容人数10,000人以下 ⇒5,000人	

時期		収容率	人数上限	備考
感染状況を見つづけ 来年2月末まで 維持	大声なし	現状維持 (※) 食事を伴うが発声のない催物(映画館等) は大声なしと取り扱う。		現状維持
	大声あり	現状維持		

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

事務連絡
令和2年12月24日

(重要) 本事務連絡は、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より各都道府県知事等宛等に発出された「分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて」(事務連絡) の内容を周知するものです。関係者に周知願います。

各都道府県・指定都市スポーツ主管課 御中

スポーツ庁政策課

催物の開催制限等の取扱いについて

【1】催物の開催制限等の取扱いについて

催物の開催制限については、「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」(令和2年1月17日付スポーツ庁政策課事務連絡)において、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室(以下「内閣官房」という。)より各都道府県知事等宛に示された来年2月末までの催物の開催制限の内容について御連絡を差し上げたところです。

今般、令和2年12月23日付で内閣官房より各都道府県知事等宛に、ステージⅢ相当の対策が必要な地域において、対策から一定期間経過した段階で感染状況等を評価し、催物の開催制限等について適切な対応を検討することを要請する事務連絡(以下「12月23日付事務連絡」という。)が発出されました(下記参考参照)。

12月23日付事務連絡は、12月11日に第18回新型コロナウイルス感染症対策分科会において示された「今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言」のなかで、ステージⅢ相当の対策が必要な地域のうち、感染高止まり地域では、「イベント開催要件の厳格化(知事の判断)」、感染拡大継続地域においては「イベント開催要件の厳格化(目安を国より通知)との考え方が示されたことを受け、都道府県等に連絡するものとなっております。

12月23日付事務連絡の主な具体的な内容としては以下の通りです。

- ・感染が高止まりしていると評価した地域においては、当該地域(都道府県全域又は一部地域)で開催される催物等に対し、基本的な感染防止策の更なる徹底を要請するほか、必要に応じ、国の目安より厳しい基準を設定すること等、適切な対応を検討されたい。
- ・感染拡大が継続していると評価した地域においては、当該地域(都道府県全域又は一部地域)で開催される催物等に対し、人数上限を5,000人以下に引き下げる等の対応を検討されたい。
- ・12月23日付事務連絡に基づき、イベント開催制限を厳格化する場合には、営業時間短縮要請、外出・往来自粛要請等、ステージⅢ相当の各種対策と同一期間

(対策が延長された場合はその延長期間)までに開催されるイベントを対象にすることを基本とすること。

- ・12月23日付事務連絡に基づき、イベント開催制限を厳格化する場合には、新しい目安は、既存販売分に適用せず、かつ、新規販売停止まで一定の周知期間を設けることを基本とすること。

これも踏まえ、スポーツ庁より各スポーツ団体に対しては、12月23日付事務連絡を踏まえた各都道府県等の対応について十分留意するようお願いしておりますので、御承知おきいただけますようお願いいたします。

【2】催物開催時及び催物前後における感染防止策の徹底について

イベントの開催に当たっては、催物開催時の感染リスクに加え、公共交通機関での密集や催物前後の会食等により、感染拡大リスクが高まる場合があります。また、例えば、スポーツイベント等において、開催時に、業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインが実践されないこと等により、大規模なクラスター等が発生することも懸念されます。

そのため、年末年始の催物開催にあたっては、業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインの徹底はもとより、開催時における感染防止策及び催物前後の感染防止策の徹底を改めてお願いいたします。

また、催物の主催にあたっては、イベント参加者に対して、

- ・混雑状況の周知、
- ・駅の分散利用、
- ・「5つの場面」の周知徹底、
- ・イベント前後の会食等は基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に感染が広がっている地域においては、感染防止のため、普段から会っている人、家族、親しい人と短時間で少人数で行うこと

など、具体的な感染防止策が徹底されるよう促していただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、「5つの場面」につきましては、内閣官房において以下の通り年末年始特設サイトを開設しており、周知等にご活用いただけるポスター・チラシ等も掲載しておりますので、適宜ご参照ください。

※感染リスクが高まる「5つの場面」年末年始特設サイト

<https://corona.go.jp/proposal/>

各都道府県・指定都市スポーツ主管課におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、引き続き、安全確保に最新の注意を払い、各都道府県・指定

都市の対応方針等に従いながら、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。

また、本件について、下記参考情報とあわせ、域内の市区町村のスポーツ担当部署、その他関係機関に対しても周知いただくようお願いします。

記

- ・分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて（令和2年12月23日付け 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201223.pdf
- ・今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言（令和2年12月11日（金） 第18回新型コロナウイルス感染症対策分科会）
https://www.cas.go.jp/seisaku/fu/bunkakai/seifu_teigen_18.pdf
- ・来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について（令和2年11月12日付け 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf?20201113

[その他]

- ・文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
(内閣官房ホームページ)
<https://corona.go.jp/>
- ・新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_0008.html
- ・スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

連絡先
スポーツ庁政策課
電話：03-5253-4111（内線 3791、2673）メール：sseisaku@mext.go.jp